

東久留米市地域センター・市民プラザ指定管理者選定委員会審査資料(審査集計表)

○第1次審査(書類審査)は、評価点合計が、配点合計の50%を上回った場合を第1次審査通過条件とした。

○第2次審査(プレゼンテーション審査)は、評価点合計が、配点合計の50%を下回る場合、第2次審査通過条件を満たさないこととした。

○第1次審査及び第2次審査の全委員(7人)の合計点によりA社を優先交渉権者と決定した。

1 委員別採点結果表 (単位:点)

		配点	A社
A委員	第1次審査	250	158
	第2次審査	50	32
	委員合計	300	190
B委員	第1次審査	250	186
	第2次審査	50	38
	委員合計	300	224
C委員	第1次審査	250	192
	第2次審査	50	41
	委員合計	300	233
D委員	第1次審査	250	168
	第2次審査	50	36
	委員合計	300	204
E委員	第1次審査	250	176
	第2次審査	50	41
	委員合計	300	217
F委員	第1次審査	250	186
	第2次審査	50	45
	委員合計	300	231
G委員	第1次審査	250	174
	第2次審査	50	40
	委員合計	300	214
総合計点		2100	1513

2 採点結果集計表 (単位:点)

			選定の評価基準	配点	基準点	A社
第1次審査	事業計画審査	1	市民の平等、公平な使用の確保	210	105	154
		2	新たなサービスの創設など市民サービスの向上	140	70	104
		3	経費の節減など効率的な運営	140	70	92
		4	市民への安定的な施設サービスの継続的提供	420	210	284
		5	当該施設の設置目的を達成するために必要とする事項	350	175	260
	団体審査	1	経営状況	140	70	92
		2	団体事業実績	140	70	104
		3	専門性	210	105	150
第1次審査 合計				1750	875	1240
第2次審査	プレゼンテーション審査	1	応募の動機、提案内容の明確な説明、質疑応答の確実性	350	175	110
		2	応募施設の管理運営に関する理解や知識を十分に有しているか。			57
		3	その他(責任感、信頼性、総合的判断)			106
	第2次審査 合計				350	175
総合計点				2100	1050	1513

詳しくは、市民部生活文化課市民相談・施設係 電話042-470-7738へ。